

「障害」について

～ 障害者基本法等の視点から ～

令和3年3月12日（金）
東海村福祉部障がい福祉課

志賀 亮成

お伝えしたいこと

- 「障害」の視点（生活モデル）
- 障害者基本法,
障害者差別解消法（障害を理由とする差別
の解消の推進に関する法律）
- 「共事者」

1 「障害者」とは？

- 1 障害者手帳を持っている人？
- 2 医師の診断を受けている人？
- 3 公的な介護や支援（障害福祉サービス等）を利用している人？
- 4 その他？

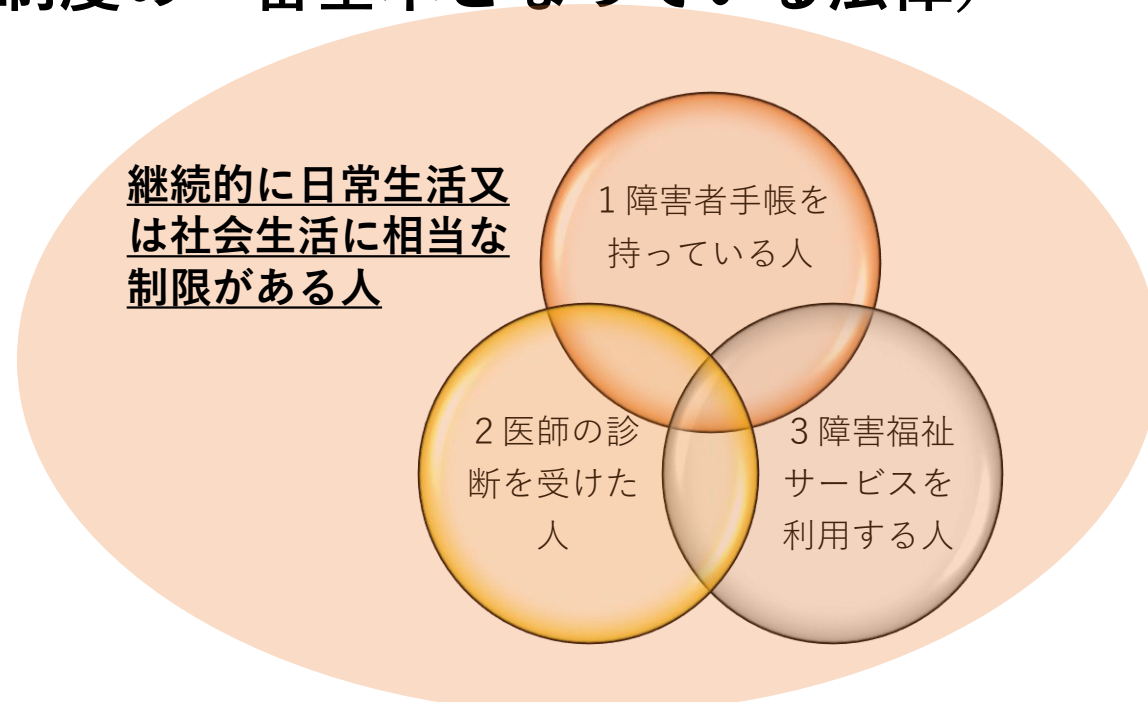


つまり、障害者の定義は？

障害者基本法（障害のある人の法律や制度の一番基本となっている法律）

⇒ 「**身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者**」

⇒ 「**相当な制限**」ってどのくらい？
⇒ 障害者基本法では明確な基準はなく、障害者手帳や医師の診断等の有無にも限定されない。



2 「障害」とは？

障害を見る視点

●機能的障害 ⇒ 身体的、心理的機能の喪失

(例えば)

耳が聞こえない、目が見えない、手足が動かない、呼吸ができない、計算ができない、言葉で伝えられない、見通しを立てられない、無意識に勝手に悲しくなる、考えが次々と沸いて止まらない、極端に疲れやすい、急に眠ってしまう など。

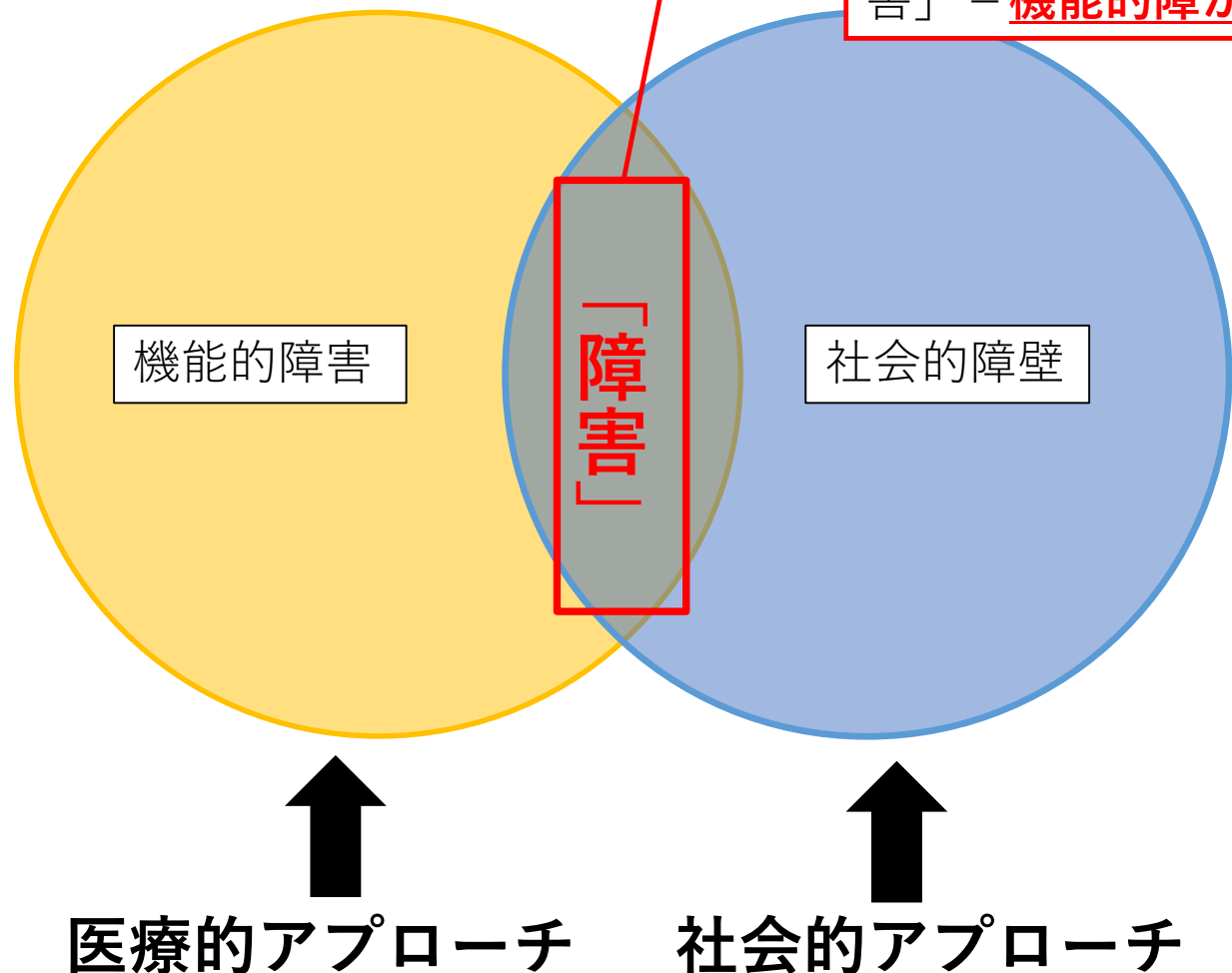
●社会的障壁 ⇒ 機能的障害のある人の生活をしにくくさせる、社会にある全ての物事

(例えば)

階段しかない、介助犬を同伴して利用できない、座席やトイレが使えない、音声（言葉）の案内しかない、早口の説明や忙しい対応、プライバシーが確保できない相談窓口、差別や偏見 など。

2 「障害」とは？

障がいを見る視点



様々な機能的障がいと、環境（社会的な配慮等）の不均衡が生じた時に、機能的障がいを持つ人の生活のしづらさが顕在します。

そのために、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている状態を、「障害」と視る考え方があります。「障害」 = **機能的障がい** × **社会的障壁** （生活モデル）

社会的障壁の除去（社会的アプローチ）は、国民一人ひとりがそれぞれの立場でできることがあり、取り組む必要があります。



2 「障害」とは？

「機能的障害×社会的障壁」

- すべての人の人権は平等である。（日本国憲法）
- したがって、特有の機能的障害があることにより、不平等や差別や制限を受けるなど、分け隔てられる社会であってはならない。
- したがって、「障害」（生活モデル）を理解し、すべての人は社会的障壁の除去（軽減）に取り組むことが求められる。

3 障害者基本法（簡約）

（第1条－目的）

・ 障害者基本法は、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障害があってもなくても分けられず、一人ひとりを大切にする社会（共生社会）の実現を推進します。

（第3条－地域社会における共生 基本原則1）

- ・ 全ての障害のある人が、社会の全ての場面に参加できるようにしよう。
- ・ 全ての障害のある人が、どこで誰と暮らすのかを選ぶことができ、地域の一員として暮らせるようにしよう。
- ・ 全ての障害のある人が、必要なコミュニケーション（言語、手話、筆談、指文字、わかりやすい言葉等）を選ぶことができるようにしよう。また、情報を得たり利用する方法を選べるようにしよう。

(第4条－差別の禁止 基本原則2)

- ・ 障害を理由に差別したり，権利を認めないようなことをしてはならない。
- ・ 社会的障壁のために困っている障害者に対して，それをなくすためにできる限り必要な対応をして，差別をすることにならないようにしなければならない。

(第6条－国及び地方公共団体の責務)

- ・ 国や都道府県市町村等は，第3条の基本原則にしたがって，障害のある人の自立や社会参加のための法律や制度を行わなければならない。

(第7条－国民の理解)

- ・ 国や都道府県市町村等は，基本原則について，国民の理解を深めるように取り組まなければならない。

(第8条－国民の責務)

- ・ 国民は，基本原則にしたがって，共生社会が実現するように努力しなければならない。

4 障害者差別解消法（簡約）

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

（第1条－目的）

・ 障害者基本法の考え方に基づいて、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無によって分けられることがない、共生社会の実現を目指します。

（第3条－国及び地方公共団体の責務）

・ 国や都道府県市町村等は、障害を理由とする差別を解消するために、必要な取組をしなければならない。

（第4条－国民の責務）

・ 国民は、共生社会の実現のためには障害を理由とする差別の解消が重要であるため、それがなくなるように努力しなければならない。

(第7条－行政機関等の差別の禁止)

- ・行政機関等は、不当な差別的取扱いをして、障害者の権利や利益を侵害してはならない。
- ・行政機関等は、障害者から社会的障壁を取り除く必要がある旨の相談等があった場合は、そのための負担が重過ぎる場合を除いて、必要とされる相応の対応（**合理的配慮**）をしなければならない。

(第8条－事業者の差別の禁止)

- ・事業者は、不当な差別的取扱いをして、障害者の権利や利益を侵害してはならない。
- ・事業者は、障害者から社会的障壁を取り除く必要がある旨の相談等があった場合は、そのための負担が重過ぎる場合を除いて、必要とされる相応の対応（**合理的配慮**）をするように努力しなければならない。

5 障害者との関わり方

① 知識（機能的障害の理解）

② 先入観

③ 経験

④ 「関わり方」

＝機能的障害の対応 < 障害のある「他人」とお付き合いの仕方



5 まとめ

- 障害者の自立と依存（熊谷晋一郎 先生）
- 共事者